

令和 6 年（行ウ）第 85 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

証拠説明書（甲 A）（20）
（甲 A 365 号証～甲 A 366 号証）

2026（令和 8）年 2 月 27 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲 A365	「『民法上の氏』 と『呼称上の氏』 に関する若干の 問題」（戸籍・572 号）（写し）	房村精一 1991 年	「呼称上の氏」は戸籍実務上の用語 であること。 民法 791 条 1 項を設けた際の立法 事実として、「氏が家名であった時代 の因襲的感情」の存在が認識されて いたこと（17 頁）
甲 A366	回答書 （写し）	被告国 2025 年 7 月 11 日	本訴訟と同種事件の札幌地裁令和 6 年（行ウ）第 3 号における国の回答内 容。 被告は、別氏の夫婦（事実婚）の家族、 子連れで再婚した家族又は国際結婚 した家族のもとで養育されている子 と、当該の親・家族との「つながり」 が、嫡出子よりも弱い（又は劣ってい る）と主張するものではないこと（4 頁）。 被告は、現時点における通称使用の 拡大状況により、婚姻に伴い氏を改 める者が受ける不利益がおおよそ全て 解消されていると主張するものでは ないこと（9 頁）。

以上